

三国町運動公園線 三国病院（三国港先回り）三国駅前間

区界停留所	指定停留所
1	
三国病院	
2	
みくに市民センター	
3	
イーザ前	
4	
三国南校	
5	
錦四丁目	
6	
三国駅前	
7	
上八町	
8	
永正寺	
9	
三国港	
10	
宿	
11	
米ヶ脇	
12	
荒磯遊歩道口	
13	
米ヶ脇山手	
14	
三国運動公園前	
15	
ポートタウン	
16	
覚善	
17	
三国職業安定所	
18	
三国病院	
19	
みくに市民センター	
20	
イーザ前	
21	
三国南校	
22	
錦四丁目	
23	
三国駅前	

1. 設定及び実施しようとする運賃の種類、額及び適用方法

(1)種類 普通旅客運賃

(2)額 全線以下のとおり均一とする

一般成人 200 円

小学生・中学生・高校生 100 円

高齢者(65歳以上) 100 円

障害を持つ人(介添え含む) 100 円

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示
乳幼児 無 料

(3)適用方法

旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする

ア. 普通旅客運賃

旅客が単独で乗車する場合に適用する。

イ. 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は次のとおりとする

A)身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規程により

身体障害者手帳の交付を受けている者、及び介護人(当社において介護人を必要と認める場合)とする。

B)知的障害者及び精神障害者に対する割引

精神薄弱者に対する割引療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日 厚生事務

次官通知)に規程する精神薄弱者療育手帳の交付を受けた者、及び介護人(当

社において、介護人を必要と認めた場合)並びに精神保健及び精神障害者福

祉に関する法律(精神保健福祉法[平成7年改正法律第94号])に規程された

精神障害者保健福祉手帳を交付された者とする。

C)児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第17条・第41条・第44条に規程する

諸施設により養護又は保護を受けている者、及び付添人(当社において付添人

を必要と認める場合)とする。

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して

割引をしない。

2. 実施日 : 平成21年9月1日

3. その他 : 65歳以上の利用者に関しては自己申告制とする。

4. その他:平成24年2月11日より休日フリー一切符・いきいき定期・全線フリー・環境定期券の運賃制度の適用